

○木津川市企業立地促進条例

平成24年6月29日条例第21号

改正

平成26年7月1日条例第20号

平成29年3月28日条例第5号

平成29年6月30日条例第21号

平成31年3月22日条例第3号

令和4年3月31日条例第2号

木津川市企業立地促進条例

(目的)

第1条 この条例は、本市において本店又は工場、研究所その他の事業場（以下「事業場」という。）を設置する企業に対して、助成金を交付することにより企業の立地を促進し、もって地域経済の活性化及び雇用の創出を図ることを目的とする。

(助成対象業種)

第2条 助成金の交付対象となる業種は、次に掲げるものとする。

(1) 情報関連産業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）においてソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、映像情報制作・配給業、民間放送業（有線放送業を除く。）若しくはデザイン業、機械設計業に分類される産業又はこれらに準ずる産業をいう。）

(2) 自然科学研究所（日本標準産業分類において自然科学研究所に分類される産業をいう。）

(3) 製造業（日本標準産業分類において製造業に分類される産業をいう。）

(4) その他の産業で市長が特に認めるもの

(助成対象企業の申請及び指定)

第3条 前条各号に規定する業種の企業がこの条例に基づく助成金の交付の対象となる企業としての指定を受けようとするときは、事業場の工事に着手する90日前ま

でに事業計画を明らかにして市長に申請をしなければならない。ただし、事業場立地に係る事業が急遽決定された場合、企業経営上事業計画等を明らかにする時期が制約される場合、その他上記事項に類似する場合等、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、事業場の工事に着手する30日前までに事業計画を明らかにして市長に申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった企業が、別表第1に掲げる要件を備え、かつ、次に該当すると認めるときは、当該企業を助成対象として指定することができる。

- (1) 環境の保全について適切な措置が講じられていること。
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令等に適合するものであること。

3 市長は、前条各号のいずれかに該当する企業に対し前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ木津川市企業立地促進審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、第1項ただし書きに規定する場合において、あらかじめ審査会の意見を聞くことが困難な場合は、審査会の会長から意見聴取を行った上で前項の規定による指定を行った後、速やかに審査会を開催して意見を聞くことができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、第2項の規定による指定の際に条件を付すことができる。

5 助成対象企業の指定は、指定書を交付することにより行う。

（指定申請の変更承認）

第4条 前条第5項の指定書の交付を受けた企業（以下「指定企業」という。）は、第3条第1項に規定する申請内容に変更が生じたときは、速やかに変更申請を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項に規定する承認をしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴くことができる。

（助成措置）

第5条 市長は、指定企業に対し予算の範囲内で次に掲げる助成金を交付することができる。

- (1) 事業場設置助成金
- (2) 雇用創出助成金
- (3) 操業支援助成金

(助成金の交付)

第6条 前条に規定する助成金の交付期間、交付額及び交付限度額は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、指定企業が市内において、京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例（平成13年京都府条例第40号）の補助金の交付を受ける場合は、前条第1号及び第2号の助成金については交付しないものとし、関西文化学術研究都市建設等に係る木津川市税条例の特例に関する条例（平成19年木津川市条例第58号）の対象となる場合は、前条第3号の助成金については交付しないものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする指定企業は、市長が定める期日までに交付申請を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、指定企業に対し助成金の交付を決定したときは、交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 市長は、助成金の不交付を決定したときは、その理由を付して不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

4 市長は、第2項に規定する決定をしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴くことができる。

(交付申請の変更承認)

第9条 助成金の交付決定を受けた指定企業は、第7条に規定する交付申請の内容に

変更が生じたときは、速やかに変更承認申請を市長に提出し、その承認を受けなければならぬ。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項に規定する承認をしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴くことができる。

(工事着手等の届出)

第10条 指定企業は、指定に係る事業場の工事に着手したとき及び工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 指定企業は、指定に係る事業場の操業を開始したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(助成金の交付請求)

第11条 助成金の交付決定を受けた指定企業は、請求書を市長に提出しなければならない。ただし、操業支援助成金に係る請求書の提出は、当該操業支援助成金に係る固定資産税の完納後でなければならない。

(地位の承継)

第12条 指定企業でない企業は、合併、事業譲渡、相続その他の事由により指定企業からその指定に係る事業場を承継したときは、当該指定企業の地位を承継することができる。

2 指定企業の地位を承継しようとする企業は、承継承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項に規定する承認をしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならぬ。

4 第2項に規定する承認は、第3条第5項に規定する指定書を交付することにより承認したものとする。

(操業休止等の届出)

第13条 助成金の交付決定を受けた指定企業は、指定に係る事業場の操業を休止し、又は廃止するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第14条 市長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取

消し、若しくは停止し、又は既に交付を受けた助成金の全部又は一部を返還させる（以下「指定の取消し等」という。）ことができる。

- (1) 第3条第2項に規定する指定の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 第3条第4項の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) 正当な理由によることなく、第3条第2項の規定による指定に係る事業場において操業を開始した日から10年以内に当該事業場の操業を休止し、若しくは廃止したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により第3条第2項の規定による指定、若しくは助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (5) 市税を完納しなかったとき。
- (6) その他市長が指定の取消し等を行うことが適當と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による指定の取消し等をしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴くことができる。

（助成金の経理等）

第15条 助成金の交付を受けた指定企業は、助成金交付対象事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、その収支の状態を明らかにしておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠となる書類は、助成金交付対象事業の完了の日から10年間、市長が必要と認めるときはいつでもその閲覧に供し得るよう保管しておかなければならない。

（審査会の設置）

第16条 市長の諮問に応じ、企業の立地の促進について調査審議させるため地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、木津川市企業立地促進審査会を設置する。

- 2 審査会は、委員6人以内をもって組織する。
- 3 委員は、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。

（審査会の役員）

第17条 審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第18条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の意見等の聴取)

第19条 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(審査会の庶務)

第20条 審査会の庶務は、企業立地担当課において処理する。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(最初の審査会の会議招集)
- 2 この条例の施行の日以後最初に招集される審査会の会議は、第18条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。  
(失効)
- 3 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(助成対象企業の申請に関する経過措置)

4 平成24年4月1日からこの条例が施行されるまでの間に、旧条例第3条第5項の指定企業であって、かつ市長に旧条例第8条で規定された助成金の交付決定を認められた指定企業が、本市内に新たに事業場を設置する事業計画を有し、助成金の交付の対象となる企業として指定を受ける申請を行った場合については、第3条第1項ただし書きの適用を受けるものとする。

(失効後の経過措置)

5 この条例の失効の時において現に第3条第2項の規定による指定を受けている指定企業については、この条例は、なおその効力を有する。

附 則 (平成26年7月1日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年6月30日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年3月22日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

1 本市の誘致を受けて市内に設置する事業場（第1条の目的に照らし誘致すべきと本市が判断した企業が市内に設置する事業場をいう。）で、次の各号のいずれかに該当すること。

- (1) 本市に事業場を有しない企業が、新たに事業場を設置すること。
- (2) 本市に事業場を有する企業が、事業規模を拡大する目的で、当該事業場が存する敷地以外の本市内の場所において、当該事業場とは別に対象となる事業場を設置すること。

(3) 本市に事業場を有する企業が、当該事業場を縮小又は閉鎖し、当該事業場が存する敷地以外の本市内の場所において、新たに同規模以上の対象となる事業場を設置し、又は取得すること。

(4) 本市に事業場を有する企業が、事業規模を拡大する目的で、当該事業場が存する敷地において、当該事業場とは別に対象となる事業場を設置し、又は当該事業場を拡大すること。

2 本市において設置する事業場の用地が、都市計画法第9条第11項に規定する準工業地域にあること。

3 本市において設置する事業場が、次の表の左欄に掲げる事業場の区分に応じ、右欄に掲げる要件に該当すること。

区分	要件
情報関連産業及び自然科学研究所に係る本店及び事業場	取得若しくは賃借をした用地等の面積が500平方メートル以上又は投下固定資産額等が2,000万円以上であり、かつ、地元新規雇用者が1人以上であること。
先端産業に属する製造業に係る本店	取得若しくは賃借をした用地等の面積が500平方メートル以上又は投下固定資産額等が5,000万円以上であり、かつ、地元新規雇用者が1人以上であること。
先端産業に属する製造業に係る事業場	取得若しくは賃借をした用地等の面積が500平方メートル以上又は投下固定資産額等が5,000万円以上であり、かつ、地元新規雇用者が1人以上であること。
先端産業に属しない製造業及びその他の産業で市長が特に認めるものに係る本店及び事業場	投下固定資産額等が100億円以上であり、かつ、地元新規雇用者が5人以上であること。
上記のうち、特に大規模な本店及び事業場	投下固定資産額等が100億円以上であり、かつ、地元新規雇用者が5人以上であること。

#### 備考

1 「先端産業」とは、技術や知識の進んだ産業分野として市長が認めるものを

いう。

- 2 「取得若しくは賃借をした用地等の面積」とは、取得若しくは賃借をした用地の面積又は賃借をした建築延べ床面積をいう。
- 3 「投下固定資産額等」とは、事業場の設置に要する経費のうち投下固定資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号まで、第6号及び第7号に掲げる資産をいう。）の取得、用地の造成、用排水施設の設置、高圧電力の引込み、道路の整備又は市長が必要と認める設備の整備若しくは調査に要する経費をいう。
- 4 「地元新規雇用者」とは、事業場の操業の開始に伴い新たに雇用された従業員のうち本市に住所を有するものであって、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第9条第1項の規定により被保険者となったことの確認を受け、かつ、1年を超えて引き続き雇用されるものをいう。
- 5 地元新規雇用者の新規の雇用とみなす起算日は、次の各号のいずれかに該当すること。
  - (1) 事業場設置に係る準備期間を見込むこととし、事業場の用地等を取得した日又は賃借した契約日からおおむね90日前までであること。
  - (2) 事業場の操業開始に相当の期間を要する場合は、操業開始予定日から起算しておおむね90日前までであること。
- 6 次の各号のいずれにも該当すること。
  - (1) 指定を申請しようとする日までに事業場の用地等の取得若しくは賃借をしていること又は取得若しくは賃借をすることが確実であること。
  - (2) 指定を受けた日の属する年度から4年度以内に事業場の操業を開始すること。

別表第2（第6条関係）

種類	交付期間	交付額	交付限度額
事業場	事業場の操業を開始し	投下固定資産額等の1	情報関連産業、自然科

設置助成金	た日の属する年度の翌年度	00分の10以内の額 (所得税法(昭和40年法律第33号)第67条の2に規定するリース資産等については、市長が定める額)	学研究所及び先端産業に属する製造業に係る事業場については、3,000万円、先端産業に属しない製造業及びその他の産業で市長が特に認めるものに係る事業場については、1,000万円
雇用創出助成金	事業場の操業を開始した日の属する年度の翌年度から3年度	地元新規雇用者の增加数に以下の区分の金額を乗じて得た額 正規雇用 40万円 障害者雇用 50万円 正規雇用以外(障害者を除く。) 10万円	交付期間中の合計額が、3,000万円
操業支援助成金	事業場の操業を開始した日以後最初の固定資産税(土地に対して課する固定資産税を除く。)の課税年度の翌年度から3年度	固定資産税(土地に対して課する固定資産税を除く。)の課税額に、第1年度にあっては10分の9、第2年度にあっては3分の2、第3年度にあっては3分の1を乗じて得た額	交付期間中の合計額が、1億5,000万円。ただし、別表第1の3の表上記のうち、特に大規模な本店及び事業場の項に該当する場合は、6億円

備考

- 1 「所得税法第67条の2に規定するリース資産等については、市長が定める額」とは、操業から3年間のリース料金を助成対象とし、3年間の助成金総額で当該リース資産の取得価格の100分の10を超えない額とする。
- 2 雇用創出助成金は、地元新規雇用者1人当たりの人工費が、正規雇用にあっては年間40万円、障害者雇用にあっては年間50万円、正規雇用以外（障害者を除く。）にあっては年間10万円未満である場合は交付しない。
- 3 操業支援助成金の交付期間について、竣工後速やかに操業が開始できない場合、助成対象資産が課税された年度にかかわらず、操業を開始した日以後最初の固定資産税（土地を除く。）の課税年度の翌年度から3年度間を交付期間とする。この場合において、その操業を開始した日以後最初の固定資産税の課税年度とは、操業時の資産を適正に含めるため、操業開始日が1月1日以前の場合は操業を開始した年度の翌年度、1月2日以後の場合は翌々年度とする。
- 4 助成金の交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。